

協働によるまちづくり **まちづくり事業支援交付金制度について**

まちづくり事業支援交付金ってなに？

町内の各団体等が行う事業や活動に対し、町から交付金を交付します。

地域づくり、ボランティア団体等の育成事業や地域振興のためのイベント事業、地域文化の継承・活用のための事業など、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対し、ソフト事業とハード事業における支援制度です。

申込み・問合せ 地域推進課地域推進グループ ☎ 7083

対象事業

ソフト事業	ハード事業
①地域づくり、ボランティア団体の育成に関わる各種事業経費 ②地域振興のためのイベント事業経費 ③地域文化の継承・活用のための事業経費 ④地域資源を活用した事業経費 ⑤ NPO 法人設立における設立初年度の経費支援。また、設立後3年までの運営支援など	①地域団体の活動に必要な備品整備 ②地域防災施設整備 ③地域会館の改修整備 ④伝統文化の継承、歴史的施設の保全・活用に資する施設整備 ⑤観光振興に必要な施設整備や地元資源を活用した6次産業化のための施設整備

対象者 町内に住所を有する方を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体など

交付額 ソフト事業：上限は50万円・下限は5万円で、助成対象事業経費の8/10以内
 ハード事業：上限は500万円・下限は5万円で、助成対象事業経費の8/10以内

申込期限 ソフト事業：随時受付いたしますので、ご相談ください。

ハード事業：5月2日(水)までに申し込みください。※5月末の審査会にて決定。

アイデアでまちづくり **安平町地域ブランド化推進事業支援補助金**

申込期限：5月2日まで

安平町地域ブランド化推進事業とは？

地域資源を活用した新たな商品の開発や商品化、宣伝普及活動等、安平町の地場産品の付加価値向上を目的に取り組まれる各種事業に対して町から補助金を交付する事業です。

申込み・問合せ 産業経済課商工労働観光グループ ☎ 2515

対象事業	・新たな商品の開発や商品化に関する事業 ・既にある商品のレベルアップ、付加価値向上に関する事業 ・生産技術の開発、新技術取得のための調査研究 ・町の知名度向上や特産品の宣伝普及事業
対象者	・町内に住所を有する個人 ・町内に事業所等を有する法人、または団体
補助額	・対象事業経費の10/10以内（上限50万円、下限5万円） ※ただし、イベント等への出店にかかる出店料、旅費、販売員経費の補助は、総事業経費の40%まで。

申請方法 所定の申請書、計画書を作成のうえ、上記に提出してください。

※様式については、お問い合わせください。

決定方法 審査会での協議を経て補助の可否を決定します。（5月下旬予定）